

申請期限が迫っています！

対象になっていないか、今一度ご確認ください

●持続化給付金（国制度） 対象月：令和2年1月～12月**申請期限 令和3年1月15日**

法人 200万円（上限額）・個人事業者 100万円（上限額）

■給付対象の主な要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ・今後も事業を継続する意思がある

■売り上げ減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

■申請方法 事業者からの電子申請（インターネットによる申請）

（申請にはメールアドレスが必要となります。）

■必要書類 詳細はホームページ上の持続化給付金申請要領等をご確認ください。

（前年の確定申告書写しや売上減少となった月の売上台帳写し等）

●飯南町 応援金第3弾（飯南町独自制度）**申請期限 令和2年12月28日**

支給要件	減少金額	交付額
①令和2年3月・4月・5月	150万円～250万円	30万円
②令和2年4月・5月・6月		
③令和2年5月・6月・7月	250万円～500万円	50万円
④令和2年6月・7月・8月		
①～④の連続した3カ月のどれかで、合計売上が前年同期比150万円以上減少した場合に減少額によって町から応援金（交付金）が支給されます。	500万円～1,000万円	100万円
	1,000万円～3,000万円	200万円
	3,000万円以上	300万円

■給付対象の主な要件

- ・売上の減少が新型コロナウイルスの影響によるものであること
- ・今後も事業を継続していく意思がある
- ・町税等の滞納がないこと

■申請窓口、お問合せ先

役場産業振興課又は商工会本所、支援センターまで